



イイケン先生の『恐縮ですが…一言コラム』

第 522 回 税制をめぐる最近の動き

2013.4.28

平成 25 年度税制改正法が当初の案のとおり、3 月 29 日に成立した。今回の改正は通常の年に比べ、ダイナミックな改正点が多いように思える。

今回はコラムというより、改正の一部について、紹介する。

イ 所得税の最高税率の見直し

格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 4,000 万円超の部分について、45%の税率を新設。

ロ 日本版ISAの創設及び金融所得課税の一体化の拡充

家計の安定的な資産形成を支援するとともに、デフレからの脱却を後押しする観点から、上場株式や公募の株式投資信託等への非課税投資を可能とする日本版ISAを創設。また、税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、金融所得課税の一体化を拡充する。

ハ 相続税の見直し

バブル後の地価の大幅下落等への対応、格差の固定化の防止等の観点から、相続税について、基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を 55%に引き上げる等税率構造を見直す。また、これらの見直しと併せて、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、適用対象面積の拡大等を行う。

ニ 贈与税の見直し

高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点から、贈与税の最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和するとともに、相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を 65 歳以上から 60 歳以上に引き下げ、受贈者に孫に加える拡充する。

ホ 消費税率の引上げに伴う住宅対策

消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅ローン減税について、延長した上で、最大控除額を拡充するとともに、自己資金で住宅を取得した場合等に適用される住宅投資減税を拡充する。

概要はパンフレット「平成 25 年度税制改正(案)のポイント」(↓)を参照していただきたい。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeiseian13.htm

尚、詳細についてはそれぞれ国税庁のホームページにて、確認した方が良いでしょう。